

業務用空調床暖
コンビネーション契約
(選択約款)

2025年10月1日実施

福井都市ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	3
6. 使用量の算定	4
7. 料金	4
8. 単位料金の調整	5
9. 需給契約の精算額	6
10. 設置確認	8
11. 名義の変更	8
12. 契約の変更又は解約	8
13. 本支管工事費の精算	8
14. その他	9

附則

1. 実施期日	10
---------	----

(別表)

1. 早収料金の算定方法	11
2. 料金表	12

1. 目的

この選択約款は、業務用空調・床暖房の普及を通じ、福井都市ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の製造供給設備の効率的な運用に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、料金、その他の供給条件は、変更後のこの選択約款によるものとし（3）及び（4）のとおり、変更された供給条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) お客さまは、この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源として当社が供給するガスを使用する空調用機器をいいます。
- (2) 「ガス給湯機器」とは、消費機器のうちエネルギー源として当社が供給するガスを使用する給湯用機器をいいます。
- (3) 「ガス温水床暖房システム」とは、消費機器のうちエネルギー源として当社が供給するガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室等の床面に設置した配管に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (4) 「最大需要期」とは、12月分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）

から翌年3月分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4カ月の期間をいいます。

- (5)「その他期」とは、4月分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)までの8カ月の期間をいいます。
- (6)「契約年間使用量」とは、契約で定める1年間の使用計画量をいいます。
- (7)「契約年間引取量」とは、契約で定める1年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (8)「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用計画量をいいます。
- (9)「年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。(小数点以下切り捨て)

$$\text{年間負荷率} = \frac{\text{年間の月平均使用量}}{\text{最大需要期の月平均使用量}} \times 100 (\%)$$

- (10) 契約種別とは、契約年間使用量に応じて定める料金表の適用区分をいい、契約年間使用量が60,000立方メートルを超える場合は業務用空調床暖コンビネーション契約第1種、契約年間使用量が12,000立方メートルを超え60,000立方メートルまでの場合は業務用空調床暖コンビネーション契約第2種、契約年間使用量が12,000立方メートルまでの場合は業務用空調床暖コンビネーション契約第3種といたします。
- (11)「消費税等相当額」とは、消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (12)「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方消費税の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (13)「単位料金」とは、別表の料金表に規定する基準単位料金又は8に規定する調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1)「ガス空調機器」、「ガス給湯機器」、「ガス温水床暖房システム」をすべて使用していること。(「ガス給湯機器」、「ガス温水床暖房システム」の熱源機は兼ねることができます。)

- (2) 床暖房の面積が 50 平方メートル以上（又は 30 畳以上）であること。
- (3) ガス空調機器の能力が 16 馬力以上（又は 45 キロワット以上）であること。
- (4) 年間負荷率が 60 パーセント以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。
- (6) 申し込み時において過去 1 年間の実績が（1）から（5）の適用条件を満たしていること。又は、適用条件を満たす計画を当社が認めていること。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する契約種別その他の供給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示していただきます。当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めます。
 - ① 契約年間使用量
 - ② 契約年間引取量
 - ③ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として、その月の属する年度の 3 月分の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。

なお、この期間が 1 2 カ月分に至らない場合、その翌年度の 3 月分の定例検針日までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として、その月の属する年度の 3 月分の定例検針日までといたします。

なお、この期間が 1 2 カ月分に至らない場合、その翌年度の 3 月分の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月の 4 月分を起算月として、その月の属する年度の 3 月分の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時に一般ガス供給約款にもとづく契約を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から 1 年

に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社との一般ガス供給約款又は他の選択約款（すでに消滅しているものも含みます。）にもとづく料金を一般ガス供給約款に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合には、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の定例検針日及び今回の定例検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。ただし、当該月の定例検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の定例検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、契約種別が業務用空調床暖コンビネーション契約第1種の場合は別表2(1)の料金表1を、業務用空調床暖コンビネーション契約第2種の場合は別表2(2)の料金表2を、業務用空調床暖コンビネーション契約第3種の場合は別表2(3)の料金表3を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日から定例検針日の属する月の翌月20日（休日の場合は、その直後の休日でない日）まで（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含んだ料金をいいます。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増した額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下同じ。）を料金として申し受けます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (4) 当社は、料金を口座振替によりお支払いいただくお客さまで、当社の都合により、料金を早収期間の最終日の翌日以降の直後の当社が指定する口座振替日にお客さまの預

金口座から引き落とした場合は、早取期間内にお支払いがあったものとしたします。

- (5) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回定例検針日が一般ガス供給約款 13（2）①の場合は初回定例検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス供給約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款にもとづく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。
- (6) お客さまの過失や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は 7（1）にもとづく 1 カ月当たりの基本料金全額とし、従量料金は 7（1）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1（3）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋0.082 円×原料価格変動額／100 円 × (1＋消費税率)

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートル当たり）

＝基準単位料金－0.082 円×原料価格変動額／100 円 × (1＋消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

86,380 円

②平均原料価格（トン当たり）

液化天然ガス及び液化石油ガスのそれぞれについて、別表 1（3）に定める各 3 カ月間における各月の輸入の価額（関税法第 102 条第 3 項の規定により財務大臣が公表する貿易に関する統計（以下「統計」といいます。）にもとづく価額をいいます。）の合計額を、当該 3 カ月間の輸入の数量（統計にもとづく数量をいいます。）の合計量で除して得たトン当たり平均価格（この平均価格に 10 円未満の端数が生じたときは、四捨五入いたします。）をもとに次の算式で算定した金

額（この金額に10円未満の端数が生じたときは、四捨五入いたします。）といたします。

（算式）

トン当たり液化天然ガス平均価格×0.9273＋トン当たり液化石油ガス平均価格×0.0807

（備考）

液化天然ガス及び液化石油ガスのトン当り平均原料価格は、当社窓口に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 需給契約の精算額

お客さまが以下に該当する場合には、次に定める精算額をお支払いいただきます。なお、精算額の支払義務は、それぞれの未達又は解約若しくは変更が行われた月に発生するものとし、当該精算額の支払期限、早収期限、支払方法は一般ガス供給約款を準用いたします。なお、精算額は消費税等相当額を含むものとし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 精算

この選択約款を適用した後、最初の3月分までの期間が12カ月分に至っていない期間で解約若しくは変更が行われた場合、または、同期間で4の条件を満たさないでガスを使用した場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款に定める早収料金と、既に料金として支払った金額との差額を精算させていただきます。ただし、既に料金として支払った金額に遅収加算額が含まれる場合は遅収加算額を除いた金額といたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率が、60パーセント（小数点以下切り捨て）未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を年間負荷率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{年間負荷率} \\ 60\% \text{に相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契} \\ \text{約月別使用量に各月の単} \\ \text{位料金を乗じたものの合} \\ \text{計額を、契約年間使用量} \\ \text{で除し、小数点以下第3} \\ \text{位を四捨五入した額} \end{array}$$

(備 考)

年間負荷率 60 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 カ月当たりの平均実績使用量に 0.60 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

当社は、お客さまの年間の実績使用量が、契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{契約年間} \\ \text{引取量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{ガス需給契約に定める契約月別} \\ \text{使用量に各月の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を、契約年間使} \\ \text{用量で除し、小数点以下第3位} \\ \text{を四捨五入した額} \end{array}$$

(2) 及び (3) の未達精算額の合計額は、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款に定める料金表を適用して算定される早収料金の合計額 (小数点以下切り捨て) と当該契約期間中に当社が既に申し受けた金額との差額を上限といたします。なお、当社が既に申し受けた金額に遅収加算額が含まれる場合には、遅収加算額を除いた金額といたします。

(4) 契約中途解約精算額

契約期間中において、12 (1) 若しくは 12 (2) に規定するお客さまの過失若しくは契約違反によってこの契約を解約する場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{解約日に適用して} \\ \text{いた契約種別の} \\ \text{定額基本料金} \end{array}$$

(5) 契約中途変更精算額

契約期間中において 12 (1) に規定する契約の変更において、契約種別を業務用空

調床暖コンビネーション契約第1種から同契約第2種へ、若しくは同契約第2種から同契約第3種へ変更する場合には、当社は、次のとおり契約中途変更精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{契約中途変更精算額} = \left(\begin{array}{cc} \text{前契約種別の} & \text{新契約種別の} \\ \text{1カ月当たりの} & \text{1カ月当たりの} \\ \text{基本料金} & \text{基本料金} \end{array} \right) \times \text{解約日翌月から前契約終了月までの残存月数}$$

10. 設置確認

- (1) 当社は、4の条件をみたすガス設備が設置されているかどうかを確認する場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 4の条件をみたすガス設備を取り外した場合は、直ちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、ご使用になるガス設備が4の条件をみたさなくなった場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降、一般ガス供給約款を適用いたします。ただし、建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

11. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

12. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合には、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに過失若しくは契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後、この選択約款にもとづく契約により使用を開始して1年未満の契約期間中において、契約を解約するとともに、さらに当社が供給するガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に、消費税等相当額を加えた額を全額申し受けます。

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

附則

1. 実施期日

この選択約款は、2025年10月1日から実施いたします。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から同月末日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨料金算定期間の末日が9月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩料金算定期間の末日が10月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までの間に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの3カ月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表1 (業務用空調床暖コンビネーション契約第1種)

①基本料金

定額基本料金

ガスメーター1個1月につき	70,723.40円 (消費税相当額を含みます。)
---------------	------------------------------

②基準単位料金

最大需要期 1立方メートルにつき	146.52円 (消費税相当額を含みます。)
その他期 1立方メートルにつき	127.24円 (消費税相当額を含みます。)

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表2 (業務用空調床暖コンビネーション契約第2種)

①基本料金

定額基本料金

ガスメーター1個1月につき	13,688.40円 (消費税相当額を含みます。)
---------------	------------------------------

②基準単位料金

最大需要期 1立方メートルにつき	157.23円 (消費税相当額を含みます。)
その他期 1立方メートルにつき	137.94円 (消費税相当額を含みます。)

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表3 (業務用空調床暖コンビネーション契約第3種)

①基本料金

定額基本料金

ガスメーター1個1月につき	2,509.54円 (消費税相当額を含みます。)
---------------	-----------------------------

②基準単位料金

最大需要期 1立方メートルにつき	167.91円 (消費税相当額を含みます。)
その他期 1立方メートルにつき	148.65円 (消費税相当額を含みます。)

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。